

平成22年8月16日

顧問先各位

戸田会計事務所
 所長 戸田裕陽

定期金の権利の評価方法の改正

最近話題になりました相続税と所得税の二重課税の年金型生命保険

保険金が年金方式で分割払いされる定期金給付契約で、相続税及び贈与税の評価額と実際の受取金額が大きくかい離しているケースが見受けられたため、22年税制改正で課税の強化が打出されました。具体例を参考に見ていきましょう。尚、二重課税は違法との判断が下されました。

[1] 定期金の種類

- ① 定期金給付事由（被保険者の死亡等）が発生しているもの
 イ：有期定期金 ロ：無期定期金 ハ：終身定期金 ニ：その他
- ② 定期金給付事由（被保険者の死亡等）が発生していないもの
 イ：掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合 ロ：左記以外の場合

[2] 定期金に関する権利の評価額

- ① 定期給付事由が発生しているもの（いずれか多い金額）
 A：解約返戻金相当額
 B：定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、その一時金相当額
 C：予定利率等を基に算出した額
 有期定期金：1年当たりの年金額×予定利率による残存期間に応じた複利年金現価率
 無期定期金：1年当たりの年金額÷予定利率
 終身定期金：1年当たりの年金額×予定利率による余命年数に応じた複利年金現価率
- ② 定期給付事由が発生していないものは、原則として解約返戻金相当額により評価されます

[3] 具体的な計算例

年金の種類：20年確定年金	保険料：1億円	1年間に受取る額：530万円	予定利率：1.5%
給付額総額：1億600万円	解約返戻金相当額：9,700万円	一時金相当額：9,500万円	

(改正前)

(改正後)

- | | | |
|---|-----------|---------|
| ①残存期間割合 $10,600万 \times 40\% = 4,240万円$ | ①解約返戻金相当額 | 9,700万円 |
| ②限度額計算 $530万 \times 15 = 7,950万円$ | ②一時金相当額 | 9,500万円 |
| ③いずれか少ない額 4,240万円 | ③予定利率等(約) | 9,099万円 |
| | ④いずれか多い額 | 9,700万円 |

- ・平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に契約（確定給付企業年金除く）を締結し、かつ、相続もしくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利について適用。
- ・平成23年4月1日以後の相続・贈与等により取得する定期金に関する権利について適用。